

リビア国有化事件仲裁判断

(一九七七年一月十九日)

川 岸 繁 雄

に関する国連総会諸決議の国際法上の効力に言及し、国家が外国人との契約に基づく義務違反を正当化するためにこれら(2)の決議を援用しないと結論した意義は大きい。

第二次世界大戦後独立した多くの産油国において、自国石油資源に対する主権回復の動きは原油価格の引上げから参加ないし国有化へと発展した。この参加ないし国有化の政策は

その理念として、政治的独立を達成した産油国が自国の経済発展を図るために、外国石油資本の経済支配を排除し自国の経済的独立を達成することを目的としている。(3)一九五一年十二月二十四日リビアは独立を達成し、その後数年間に油田の発見から石油産業の急速な発展のもとに大石油産出国として激変した。一九六九年九月一日、リビアは軍事クーデターにより君主制を廃して共和制に移行し、石油資源に対する国家的支配を回復する資源ナショナリズムが昂揚した。一九七〇年九月リビア政府はまず原油価格と所得税率の引上げを断行し、翌年十一月七日には、イギリスの条約義務違反を理由としてブリティッシュ・ペトローリアムの子会社(BP Exploration Company)を完全国有化した。(4)リビア政府の原油価格と所得税率の引上げの成功は他の石油輸出国機構(OPEC)諸国(1)の原油価格引上げ要求の先鞭をつけたが、次いで一九七三年ならないと判示した。そして、天然資源に対する永久的主権

の仲裁判断は、リビア政府による石油会社の国有化に伴うリビア政府と二つの国際石油会社ソーカル(Standard Oil Company of California)とトキヨー(Texaco, Inc.)の名子会社、California Asiatic Oil Company('Calasiasitic')と Texaco Overseas Petroleum Company('Topco')との間で発生した紛争に関するものである。仲裁裁判所(ルネ・ジャン・デュピュイ単独仲裁人)はこの仲裁判断において、経済開発協定に関する仲裁裁判史上はじめて、主権国家が外国民間投資企業との契約上の義務を特定履行しなければならないと判示した。そして、天然資源に対する永久的主権

かの七四年の世界原油需給の逼迫化を背景として、リビア政府は自國で操業するすべての石油会社に対し純額の補償額支払いを条件とした石油コンセッションへの五一%の参加を要求しつゝ、Bunker Hunt の国有化や Occidental の五一% 国有化にみられるよ⁽⁵⁾と、一連の国有化を強行した⁽⁶⁾。

一九七三年八月十一日、Oasis Oil Company of Libya⁽⁷⁾ は Calasatic は、リビア政府による生産削減と国有化の可能性にいかがわい⁽⁸⁾、リビア政府の参加要求を受け入れる⁽⁹⁾ことが将来の石油需給の安定性を保証するためにペルシャ湾岸諸国と締結した協定を再検討する要求へと波及する⁽¹⁰⁾ことを危惧し、それを拒否した⁽¹¹⁾。その結果、八月十三日、Calasatic とその共同利権を保有する Topco 両社の全生産が日産一〇万バレルに削減され、九月一日他の石油会社とともにその五一% が国有化され、さらに一九七四年二月十一日両社はそのすべての権利と資産を完全に国有化された⁽¹²⁾。

Calasatic はの国有化がリビア政府との契約の基本的な違反であり、会社の権利の違法な取得を構成し、リビア法と国際法に違反するものであるとして、リビア政府に抗議した。Calasatic の見解によれば、両当事者はその契約関係を

「国際化」する意思を明示する「アドリビット」の国内法の適用を排除している。したがって、コンセッション協定は国際性を有し、Pacta sunt servanda の原則を含む国際法諸原則によって規律される。さらに、国家による外国人との契約の専断的違反が国際法上違法であり、リビア政府は国内法に反しその立法権限に訴えて契約上の約束を履行しない場合その行為のすべての結果について国際的に責任を負わなければならない。

では、国家が外国人との契約の当事者となり、その立法上の主権行使によって契約義務を変更する場合、確立された国際法諸原則上国家は国際責任を負わなければならないか。この点学説は、国家によるすべての契約違反が自動的にないしそれ自体国際違法行為となり国際責任を伴うとする立場と、契約不履行がそれ自体国際違法行為を構成せず、付加的な違法行為がある場合を除いて国家は契約不履行に関する国際責任を負わないとする立場に分かれている⁽¹³⁾。

この点実際問題として、外国投資企業の関心は、Calasatic の見解にみられるように、国家の主権的立法権の行使によって契約が変更されるという可能性にあり、したがって契約においてその準拠法として国際法を明示的に選択し、契約を

いわゆる「国際化」⁽¹⁾によつて国家の国内法の適用を

制限し、契約関係を国内法上の変更から隔絶することが企てられる。本件において、仲裁裁判所は当事者自治の原則から国際法の適用性を正当化し、国際法の基本原則としての *pacta sunt servanda* 原則を適用するにとよんで契約が当事者を拘束すると判断した。

このようにして、契約の「国際化」が国家の国内法の一般的・専断的な変更から外国投資企業を保護することにあるとされるが、さらにそれは国家の主権的立法権の行使を制限することによつて国内法を契約締結時点に「凍結」するとされる安定条項と、国家ないし行政が契約を一方的に変更、破棄する国内法上の権限を放棄する不变条項と密接に結びつけて考えられる。この点について学説は、国家がその主権の一定の属性の行使を有効に放棄しうるとする立場と、国家がその主権の行使を有効に放棄しえないとする立場とに分かれ、対立している。仲裁裁判所は国内法上の行政契約の標識に触れ、本件において国家ないし行政が一方行為によつて契約を変更しうるとの可能性が安定条項によつて排除されるとし、かくに国家の領域主権の表明である国家の国有化的権利も安定条項を含む国際化された契約に優越しえないと結論し

た。

仲裁裁判所は本案を原告会社に有利に裁定し、コンセッションが当事者を拘束し、リビア政府が国有化措置によつてコンセッション契約に基づく義務に違反しており、したがつて当該コンセッションを特定履行しなければならないと判示した。この仲裁判断から約八ヵ月後、リビア政府が会社に対して一億五〇〇〇万ドルのリビア原油を供給し、会社が仲裁手続を終了⁽¹⁵⁾することに合意することによつて、紛争の解決がはかられた。

この仲裁判断が将来経済開発協定に関する重要な先例として役立つものとわれる。⁽¹⁶⁾ したがつて、裁定の厳密な検討は他日に期し、以下その概略を認出やうとする。

(一) International Arbitral Tribunal: Award on the Merits in Dispute Between Texaco Overseas Petroleum Company/ California Asiatic Oil Company and the Government of the Libyan Arab Republic (Compensation for Nationalized Property), International Legal Materials, vol. 17, 1978, pp. 3-37.

(a) Robert B. von Mehren, Introductory Note, International Legal Materials, vol. 17, 1978, p. 1.
(3) 川田侃「石油カンパニーによる国際化の歴史(上)」世界経済討論第十一卷第十一号一九七六年四一頁。なお、産油国の参加政策

にへじては、松林清一郎「[参加政策]」をもぐる争いトシト組
済第十一卷第五号一九七一年、横川新「OPECのペーネン
ペーネンと国際法」国際法外交雑誌第七十卷第四号一九
七四年、同「産油国のペーネンペーネン」国際商事法務第
二卷第八号一九七五年、同「OPEC事業参加(ペーネン
ペーネンペーネン)」外務省調査月報第十七卷第一号一九七六年、
落合博隆「OPECの事業参加政策とリヤム協定」海外事情第
二十一卷第十号一九七四年参考。Cf., Zakariya, Hasan S.,

Some Analytical Comments on OPEC's Declaratory Statement of Petroleum Policy, Middle East Economic Survey (MEES), Sup. to 14 Feb. 1969, pp. 1-16; idem, Sovereignty, State Participation and the Need to Restructure the Existing Petroleum Concession Regime, MEES, Sup. to 12 Nov. 1971, pp. 1-14; Talat Al Ghunami, Participation and Change of Circumstances, MEES, Vol. 13, 11 April 1969, pp. 2-6; Yamani, Ahmad Zaki, Participation versus Nationalization: A Better Means to Survive, MEES, Sup. to 13 Jun. 1969, pp. 1-6.

- (4) Libya: Law Nationalizing British Petroleum Exploration Company (Libya)(December 7, 1971), International Legal Materials, Vol. 11, 1972, pp. 380-382.
 ハセトヤシナ・ペーネンペーネンと国際化問題ナラニテ国際法第
四題ヒンジテ金木専人ナカトロガルテの國有化と国際法第
四題ナラニカトロガルテ「戦争」和解開発審報第十六号一九
六九年 参照。Cf., Mughraby, Muhamad A., Nationalization
1971年 参照。
- (5) Haven, Thomas E., op. cit., pp. 688 et seq.
- (6) Libya: Law on Nationalization of Oil Companies(September 1, 1973), International Legal Materials, Vol. 13, 1974, pp. 60-63.
- (7) Haven, Thomas E., op. cit., pp. 688 et seq.
- (8) Cf., Baldus, David C., State Competence to Terminate Concession Agreements with Aliens, Kentucky Law Journal,

of BP's Interests in Libyan Concession 65 and International Law, MEES, Sup. to 14 Jan. 1972, pp. 1-3; idem, International Law and the Nationalization of BP in Libya, MEES, Sup. to 18 Feb. 1972, pp. 1-4; White, Gillian, International Law and the Nationalization of BP in Libya, MEES, Sup. to 11 Feb. 1972, pp. 1-4.

(9) Libya: Law on Nationalization of Bunker Hunt Interests (June 11, 1973), International Legal Materials, Vol. 13, 1974, pp. 58-59.

(10) 細木謙「転換期を想えどシント日本産業(1—巨脈)」石油政策第十一卷一九七四年一七五年、三田尾「口想ナシマタニカスル國有化の議(一)」中嶋義彦著第10卷第11号一九七六年参考。

Vol. 53, 1964, pp. 60 et seq.

(11) Brown, Roland, Choice of Law Provisions in Concession

and Related Contracts, *Modern Law Review*, Vol. 39, 1976,

pp. 631-633.

(12) 「当事者自治の原則」同志社法学第十九号 昭和二十八年、日本敬

る「当事者自治の原則」同志社法学第十九号 昭和二十八年、日本敬
11) 「国際契約の準拠法一石油ノハセシニハ契約を中心ヒシテ」

政経論叢第十八卷第五六号 一九六九年、折茂豊『当事者自治の原
則—近代国際私法の發展』創文社 昭和四五年 だい参考。

(13) Weil, Prosper, Les clauses de stabilisation ou d'intan-

gibilité insérées dans les accords de développement écono-

mique, Mélanges offerts à Charles Rousseau, 1974, Paris,

pp. 301 et seq. Cf., Delaume, Georges R., Transnational
Contracts: Applicable Law and Settlement of Disputes,

(14) 行政契約ノハセシテ 滝沢田「ハコハベ法」における行政契約

(一五一完) 法律協会雑誌第九十五巻第四回、昭和四七年、九号
一九七八年、浜川清「ハコハベにおける行政契約一般理論の成立

(一・一完) 民商法雑誌第六十九、七十巻 昭和四十九年、三好
充「ハコハベにおける行政契約のカタガム一(一・一完)」産業

経済研究第十五、六巻 昭和四十九、五十年、締貫芳源「英國に
おける行政上の契約」自治研究第三十三巻第八号 昭和三十二年、
同「アメリカ法における連邦政府の契約(一・一完)」自治研究
第三十九巻第七、八号 昭和三八年などを参照。

(15) Robert B. von Mehren, op. cit., p. 2.

(16) Lalive, Jean-Flavien, Un grand arbitrage pétrolier entre

un Gouvernement et deux sociétés privées étrangères,
Journal du Droit International, 1977, p. 344.

事実(一九七八年八月)十四日、ヒューバート銅会社 (Revere
Copper & Brass Ltd.) アメリカ国際開発機関 (AID) との間に
「はだ保証契約」を結ぶ。同会社は海外民間投資公社 (Overseas
Private Investment Corporation) との間の仲裁裁判によつて、
仲裁裁判所はリバード国有化事件に関する仲裁判断を援用し、契約
準拠法の無関係性、ジャマイカ政府とリバード銅会社の子会社
(Revere Jamaica Alumina, Ltd.) の一九六七年三月十日協定
の國際性を認め、誠実原則を國際法の基本原則として適用する。
ヒューバート銅会社はジャマイカ政府によるボーキサイド課徴金の賦課徵
收の減額法改正が同協定の懲止条項に違反し、國際法に反するとの理
由により(Revere Copper & Brass, Incorporated Overseas
Private Investment Corporation: Arbitral Award in Dispute
Involving U. S. Investment Guaranty Program (August
24, 1978), *International Legal Materials*, Vol. 17, 1978, pp.
1322-1383)。

||

[事実] リバードの仲裁裁判は、ヒューバート(石油委員会及び石油会)

ルカリフォルニア・トミトウヤック石油会社 (California
Asiatic Oil Company)、トヨタ・オーバー・インダストリーズ
社 (Texaco Overseas Petroleum Company) との間に締結さ

れた一四のコンセッション契約に基づいている。これらの契約は、一九五五年のリビア石油法本文に付属するモデル契約の本文と同一である。

一九五五年の石油法に付属するモデル契約に含まれ、かつ被特許会社が結んだ契約に具体化されている諸規定の中でも、特に第一六条が言及されなければならない。その最初の文言によれば、リビア政府、委員会及び特定の地方機関は、会社がコンセッションによって付与されたすべての権利を享有することを確保するため、必要なあらゆる措置をとる。このコンセッションによって明示的に付与された契約上の権利は、当事者双方の同意による場合を除いて変更されなければならない。

一九六五年一一月二二日のデクレにともない、一九六六年一月二〇日の協定によって確定された第一六条の最終的文言によれば、リビア政府は、会社がコンセッションによって付与されたすべての権利を享有するため、必要なあらゆる措置をとる。このコンセッションによって明示的に設定された契約上の権利は、当事者双方の同意による場合を除いて、変更されなければならない。その有効期間中、コンセッションは新協定の施行期日に行なわれている石油法及び規則にしたがつて解釈されなければならない。この規則の改訂は会社の同意がな

いかぎり会社の契約上の権利に影響を与えるものではない。通例、長期契約において、当事者が当初合意した規定はしばしば改訂される。そして、この種の改訂が一九六三、六六、七〇、七一年、コンセッション契約と石油に関するリビアの新法令とを調整するために結ばれた諸協定の対象となつた。モデル契約第一六条に一致するコンセッション契約第一六条の規定にしたがつて、これらの改訂はリビア石油省と被特許会社の代表との間の合意によるものである。

リビアの石油法制の推移の特徴となる一連の措置を想起する必要はない。その概要是先行判断においてみることができ。しかしながら、本件の中心となる次の二つの文書を指摘、分析するのが適当である。

一九七三年法律六六号（一九七三年九月一日の国有化法）この法律はカリフ・オルニア・アジアティック石油会社及びテキサコ・オーバーシーズ石油会社に適用され、これら会社の全財産、権利ならびに資産の五一パーセントを国有化することを規定している。この文書の次の特徴に留意するのが適切である。

この法律は、リビアにおいて操業している他の七つの会社と、カリフ・オルニア・アジアティック石油会社、テキサコ・

オーバーシーズ石油会社を対象とし、リビアにおいてコンセッションを保有するすべての会社を対象とはしていない。

国有化が原告の全財産、権利、資産と利益、いわば最も広

義における全資産の五一ペーセントに及び、会社の活動から生ずる全債務ないし義務について会社のみが責任を負い、リビア政府はかかる債務ないし義務に責任を負わない。

第二条は国家の補償の支払いを規定している。この補償額は、リビア政府が指名する三人の委員よりなり石油相が任命する委員会によって決定される。これらの委員が指名され、委員会が活動しているということは、係争中に付託されたいなる書類からも知ることができない。

他の委員会が国有化財産と資産の目録を作成するものとされた。国有化財産に影響を与えるあらゆる契約、義務及び法的関係の存続は、石油相の決定によつて取消すことができる。リビア政府が取得した財産、権利及び資産はリビア国営石油会社 (Libyan National Oil Company (N. O. C.)) に移転される。

原告会社がリビアにおける操業会社として共同設立した会社 (Amoseas) は、原告の四九ペーセントとリビア国営石油会社の五一ペーセントのためにその操業を継続しなければな

リビア国有化事件仲裁判断（一九七七年一月十九日）

らない。そして新しく三からなる重役会を設けそのうちの一人はリビア政府を代表し、他の一名は被特許会社を代表する。

一九七四年法律一一号（一九七四年一月一一日の国有化法）この法律はこれらの会社が保有する一四のコンセッション契約に基づく会社の財産、及び権益を国有化した。この法律の主な点は次のように要約される。

他の会社ないし企業を除いて、この法律は原告会社のみを対象としている。原告会社のすべての財産、資産、権益がこの法律によつて国有化された。

補償に関する規定は、一九七三年法律六六号の規定と同一である。リビア国営石油会社へのすべての財産、権利、資産の移転が確認されている。

第七条は、外国法によつて規律される会社たる Amoseas 会社を基本的に変更した。つまり、この会社はリビア国営石油会社が完全に所有するノン・プロフィット会社に組織変更され、Omel Jawabi Company として改められた。

（一七九）一七九

〔手続〕 仲裁手続に関する一九七五年一月二七日の先行判断にしたがい、仲裁裁判に適用される法が裁定されなければならぬ。

A 手続の開始・進行

一九七三年九月二日、カリフォルニア・アジアティック石油会社とテキサコ・オーバーン・シーズ石油会社は、リビアに対して、一九五五年石油法第二〇〇条一項とコンセッション契約第二八条にしたがい、リビア政府との紛争を仲裁裁判に付託する意図のあること、その仲裁人としてフォーラ・ハミルトン氏を指命したこと通告した。

リビア政府は、コンセッション契約第二八条の定める期間（一九七三年一二月一日終了）にその仲裁人を指命しないで、一九七三年一二月八日、仲裁裁判の要請を拒否することを宣言した。

リビア政府がその仲裁人を指命することを拒否したため、会社はコンセッション契約第二八条にしたがい国際司法裁判所に単独仲裁人の選定を要請した。この書簡において、会社は一九七四年一二月一日に公布された第二国有化法に関する仲裁裁判をも要請することを表明した。そして会社は、リビア政府が定められた期間にその仲裁人を指命しなかつた場合、

単独仲裁人の条件が第二の紛争にも拡大されることを国際司法裁判所に申請する旨まえもって表明した。一九七四年九月一日、会社は、国際法裁判所宛の書簡において、同年四月三日付の書簡を確認した。一九七四年一二月一二日の国有化法に伴い、会社が仲裁手続を開始し、リビア政府が二度に亘つて仲裁人を指命しなかつたため、会社は国際司法裁判所の選定する単独仲裁人が第一の紛争をも審理すべきであると申請した。このように、会社がその申請を完結しており、国際司法裁判所が選定した単独仲裁人は、二つの紛争を審理する権限を有する。

一九七四年一二月一八日、国際司法裁判所は本仲裁人に対し単独仲裁人として両紛争を審理することを要請した。一九七五年一月一〇日、仲裁人はリビア政府石油相と会社代表に對して、仲裁裁判所書記としてニース大学法学部ジョン・ピエール・ソルテュ教授を任命したことを通告し、仲裁裁判の第一回審理に關して双方が一九七五年二月一〇日までの適當な期日について合意に達するよう要請した。しかし、紛争当事者間の合意による期日が提案されなかつたため、一九七五年二月一一日、仲裁人は、第一回審理の期日及び場所として、同年二月二四日ジュネーブを決定した。

一九七五年一月一〇日、仲裁人は当事者が両事件に關して付託した書類を送付するよう、國際司法裁判所に要請した。

二月二八日、単独仲裁人の選定の要請について交換された文書が、國際司法裁判所書記によつて送付された。そのなかにはジュネーブ駐在のリビア国連代表の書簡があり、それにはリビア政府石油相の覚書が添付されている。この覚書は事實を記述し、リビア政府の見解として、本件についていかなる仲裁裁判も認められない理由が明示されている。それは、被告政府によつて付託され、本裁判所が仲裁手続において利用しうる唯一の書類である。

一九七五年二月二四日、第一回審理がジュネーブにおいて開かれたが、リビアは出廷しなかつた。仲裁裁判所はこの審理においてその手続規則を採択した。この手続規則と訴訟記録覚書は紛争当事者に送達された。

一九七五年三月一九日、単独仲裁人は命令一号において、仲裁手続が二部に分けられ、第一部が特に管轄権の問題に当たられる旨を決定した。この命令は、管轄権に関する申述書の付託についての期限を一九七五年五月五日としていたが、その後、それは命令二号によつて同年六月一六日に改められた。同日、証拠書類とともに管轄権に関する申述書が付託された。テキサコ・オーバーシーズ石油会社との間の訴訟本案を取扱

れ、それらは直ちに被告に送達された。

一九七五年六月一六日、命令三号は、リビア政府に対し、単独仲裁人の管轄権問題について九月一三日までに答弁書を付託するよう命じた。しかし、被告政府からはいかなる書類も提出されなかつた。

一九七五年七月三日、手続規則の一部が原告の主張に基づき命令四号によつて変更された。九月一五日、裁判所は命令五号によつて仲裁手続第一部に關する書面手続を終結し、各当事者に對して、(1)管轄権問題に關する口頭弁論を放棄する意図の有無を通告すること、(2)一九七三年五月一日から九月一日の期間において当事者間でおこなわれた交渉討議に關する書面上の証拠書類とその他の情報を送付することを命令した。

一九七五年一〇月九日、原告が管轄権問題について口頭弁論を放棄する旨を要請し、一〇月二一日、単独仲裁人は命令六号により管轄権に關する仲裁手続第一部についての口頭弁論が放棄されることを決定した。

一一月二七日、管轄権に關する先行判断において、単独仲裁人がリビアとカリフ・オルニア・アジアティック石油会社、テキサコ・オーバーシーズ石油会社との間の訴訟本案を取扱

う権限を有することが宣告され、この訴訟記録覚書と先行判断の本文は国際司法裁判所書記と各当事者に送達された。

一二月六日、命令七号により、単独仲裁人は原告に対して事件本案に関する申述書を一九七六年二月一八日までに送付することを命じた。そして、この申述書は定められた期間内に付属書と訴訟証拠を添付し送付された。

一九七六年三月一日、単独仲裁人は命令八号により被告リビア政府に対して本案に関する答弁書を五月二十四日までに付託することを命令した。

五月二九日、単独仲裁人は本案審理を六月一五、一六日におこなうことを決定した。この審理には、原告の代理人と補佐人のみが出廷し、訴訟記録覚書は被告政府と原告に送達された。これまでの討議から、リビア政府が仲裁手続の開始から終了まで欠席し、訴訟に参加しないことを選択したことは明らかとなつた。

しかし、原告が自己に有利に判決を下すことを単独仲裁人を要請する権利はかかる欠席によって影響を受けるものではない。

B 仲裁裁判を規律する法

仲裁裁判所は、仲裁裁判がいかなる法ないし法体系によつ

て規律されるかを明確にしなければならない。当事者自身が仲裁に適用される手続法を自由に選択する権利を有し、本件の場合のように、当事者間に明示的な合意がない場合にのみ、仲裁裁判所は仲裁に適用される法ないし法体系を決定しなければならないと理解される。その場合、二つの解決が理論的に可能である。

(a) 第一の解決はサファイア国際石油会社とイラン国営石油会社との間の仲裁において採択されたものであり、必然的でないが、一般的に、仲裁が仲裁地法である特定国家の国内法に付されるということにある。したがつて、この事件において、仲裁が Vaud 州の手続法によつて規律され、その司法主権に服することが決定された。この解決策は次のことを考慮した場合に正当化される。

一理論上、その仲裁においていづれの当事者も主権国家ではなかつた。もちろん、イラン国営石油会社はイラン国に密接に結合し、究極的にはその延長である。しかし、それはイラン国それ自体ではなかつた。しかるに本件において被告は国家である。

一実践上、国内的な法体系に連結される仲裁判断はその執行がより容易であると考えができる。特定国家の手続

法が適用されるとしてそれが実効的に適用された場合、判断自体が後の執行手続に関連して裁判所、特に、法が適用された国家の裁判所によって有利に受諾されると結論することができる。

しかし、これは執行に関する考慮であり、仲裁人の管轄権の範囲内にはない。事実、原告は本案に関する口頭弁論と申述書においてこの点を強調し、本仲裁が原則的問題についての仲裁であるべきであることを指摘した。

したがって、本件において理論的実践的にこの第一の解決法を採用するいかなる決定的理由も存在しない。

本件のすべての要素は、反対に、本仲裁が国際法によつて直接規定されるとみなしうる第二の解決法を採用することを支持している。

この点、本裁判所はサウジアラビア政府とアラムコの紛争を解決した仲裁裁判所が援用した理由を採用しうるにすぎない。それによれば、仲裁がサウジアラビアの領域外においておこなわれる。したがつて、この制度に適用される法は明らかにサウジアラビアの法ではない。というのは、当事者が紛争を国内裁判所の管轄権から排除することを意図しており、これは被特許者が中立的裁判所の保証を確保することを希望

した協定の本質的規定である。

この仲裁が国家間ではなく、国家と米国民間会社との間に設けられたが、その法廷地国の法律が適用されるべきであるという見解をとることはできない。

仲裁手続の監督、介入に関して法廷地国の裁判機関が有する権利を行使する可能性は、国家の裁判管轄権免除 (par in parem non habet jurisdictionem の原則) によって排除される。

さらに、この仲裁判断によれば、主権的権限の本質的尊厳の尊重という精神に基づいて国際法上承認される外国国家の裁判管轄権免除を考慮する場合、主権国家を当事者とする仲裁手続が他の国家の法に付されうると判断することはできない。他の国家によるあらゆる介入は仲裁の一当事者である国家の特権の侵害を構成する。それはかゝる状況において下される仲裁判断を空しいものにする。これらの理由において、ジュネーブの法律はこの仲裁に適用されえない。

それ故、仲裁はもっぱら国際法によつて規律されうる。というのは、当事者は仲裁がサウジアラビアの法律によつて規律されえないという共通の意思をはつきりと表明しており、他の当事者のアメリカ法の適用に関するいかなる根拠も存在

しない。これは單に裁判所の所在地がアメリカの領域内にならぬだけではなく、仲裁裁判所における当事者の完全平等の原則によるものである。

この同じ理由が本件に適用される。

さらに、本紛争に特殊な他の考慮がこの仲裁を直接国際法に付す必要性を補強するため付加される。本紛争において当事者が当初から紛争を国内裁判所の管轄権から排除することを意図した場合、単独仲裁人の選定、特に単独仲裁人が国際司法裁判所への申請を通じて選定されなければならないという規定は、当事者が仲裁を国際法によって規律すべきであることを意図したという推定を補強するといふ。サファイヤ事件において、スイス連邦裁判所長による単独仲裁人の選定が仲裁地をローランヌとしたという事実と結びついて仲裁が Vaud の司法的主権に付されるべきであるということを意味するとみなされるならば、本紛争において必要な場合、当事者が国際司法裁判所に訴えることができるとき合意した事実は、この仲裁が国連の庇護のもとにおかれ、したがつてこの仲裁が国際法によって規律されなければならないということを含意する。これはまさしく最終的な訴である。当事者がまず二名の仲裁人を指命し、これら二人の仲裁人が審判人を

選定する。アラムコ仲裁裁判所においてとられた理由によれば、仲裁は疑いもなく国際法に付されることが必要であった。さらに、第一に審判人の選定について二人の仲裁人の間に合意が達せられない場合に国際司法裁判所長に訴えることがコンセッション契約第二八条によって明示的に予定され、特に第二に、裁判所が仮定の本案について裁定してはならず、実際の事実を基礎として判断しなければならないということを留意しなければならない。この点、国際司法裁判所に単独仲裁人の選定を要請した事実は、この仲裁が直接国際法に付されることの必要性を強めるものである。

さらに、この解決法のみがコンセッション契約第二八条に明示された当事者の意思に合致すると考えられる。それ故、手続規則は第一項において本裁判所の所在地をジュネーブとした後、第二項において仲裁が国内法を排し、これらの手続規則によって規律される旨を規定している。この原則は同規則第二十九条によって補完される。それによれば、単独仲裁人は権限を有するかぎりこの手続規則を変更、補完することができます、必要に応じて本規則に規定されていないかかる手続問題をも解決することができる。このことについて紛争当事者からいかなる抗弁も提出されなかつた。というのは、これ

らの規定は一般的な実行に一致している。

たとえば、一九六二年常設仲裁裁判所事務局が準備した、国家を一方の当事者とする国際紛争解決のための仲裁及び調停に関する規則第一〇条によれば、当事者間に別段の合意がない場合に、この手続規則が適用されるものとされ、第二一条において裁判所は手続規則を完結する権限を有することが規定されている。

さらに、国連国際法委員会が第五会期において採択した仲裁手続に関する条約草案第一三条二項は、裁判所の手続について当事者間に合意が存在しない場合、裁判所がその手続規則を定める権限を有すると規定している。

したがって、これらの理由からこの仲裁が国際法によって規律されるとするのが適当であるとみなされる。それは当事者が仲裁を国家主権から排除することを意図しており、仲裁の設置があらゆる法体系の範囲を免れ、真空中におかれるべきであるということが受諾されないことによる。

〔本案〕〔1〕コンセッション契約の拘束性 (caractère obligatoire)

コンセッション契約の拘束性について、二つの先決的問題

リビア国有化事件仲裁判断（一九七七年一月十九日）

が予備的に考察されなければならない。

A—原告会社がリビア国からコンセッションを取得した法的行為・文書 (actes juridiques) は契約であるか。

この問題は、法の一般原則と比較法理論に照らして考察されなければならない。契約は法的義務を創設する意思の一一致である。したがって、コンセッションの法的行為・文書は、付与国と被特許会社 (sociétés concessionnaires) の意思の合致を表明しており、形式において一応契約としての性格を有する。さらに、コンセッションの契約的性質は、国際的実行と国際法学説において認められるところである。

国際的実行については、まず司法的実行として、石油コンセッションに関するアングロ・イラン石油会社事件において、国際司法裁判所が繰返し「コンセッション契約」なる表現を用い、この表現が不適当であるとされなかつたことを想起しなければならない。仲裁上の実行において、たとえば、レナ・ゴールドフィールズ事件において、仲裁裁判所は、終始契約概念に言及し、会社が仲裁条項の規定のないコンセッション契約に署名しなかつたことを指摘し、被告政府がコンセッション契約に基づく義務に従わなければならない、ことを明確にした。アラムコ事件に関する仲裁判断はこの問題を

検討し、コンセシジョンの協約的性質が法の一般原則や比較法に矛盾しないと結論した。
コンセシジョン、特に鉱業または石油コンセシジョンの契約的性質は、今日、学説においても審議されている。したがつて、一般に認められる見解にしたがつて、原告会社が被告政府からコンセシジョンを取得した法的行為・文書はまさしく契約である。

B—コンセシジョンの当事者は準拠法 (loi applicable) の問題をいかに解決したか。

コンセシジョン契約の法的価値と拘束力 (force obligatoire) は、適用される法によつて判断される。かりにこの契約がリビア法によつて規律されなければならないとした場合、その拘束力が一応リビアの国内法秩序に帰属する法令措置によつて影響されると、どうことは明白である。

しかし、係争中のコンセシジョン契約はリビア法に帰属しない。この契約が、国際通商の利益 (intérêts du commerce international) に係り、複数国家に帰属する諸要素を包含しておる、経済的意味のみならず、わざわざ法的意味においても国際契約 (contrats internationaux) であるといふことは明白である。

いかなる法がこの契約に適用されるか。コンセシジョン契約第二八条によれば、このコンセシジョン契約は国際法諸原則に共通するリビア法の諸原則にしたがつて規律・解釈される。そして、リビア法の原則と国際法原則に共通性が存在しない場合、このコンセシジョン契約は国際裁判所によつて適用される一般原則を含む法の一般原則にしたがつて規律・解釈されるものとされ得る。

係争中のコンセシジョン契約の拘束性が裁定されたために、いよいよ二つの問題が決定されなければならない。第一に、当事者に契約を規律する法を選択する権利があつたか。第二に、準拠法の選択がどのようになされ、契約の国際化 (internationalisation) に関するどのような帰結を引出すことがあらうか。

(1) 第一の問題にいへば、あるゆる法体系において意思自治原則 (principe de l'autonomie de la volonté) が国際契約に適用される。その意味と効力はかなりずつも同一ではないが、すべての法体系は一般に受諾されてゐるといわれるこの原則を確立してゐる。

しかし、この意思自治の原則がいかなる根拠と理由で本件に適用されるかが明確にされなければならない。この点、本

件の場合、「契約を規定する法」と「契約の拘束性の基礎である法秩序」ととの間に区別を設けることが望ましいと考えられる。

事実、当事者が準拠法を選択する最初の段階において、契約の関連規定が当事者の自由意思に帰属するということが認められないならば、準拠法指定条項とその拘束力の基礎である法秩序が決定されなければならない。本件において、「契約の拘束性の基礎である法」は国際法そのものであり、「契約を規定する法」は、当事者が第二八条において「共通原則」として指定した法体系である。

この点について、事実、常設国際司法裁判所は、セルビア国債事件とブラジル国債事件において、「国際法の主体としての資格において国家の間に結ばれた契約を除いて、他の契約はいづれかの国家の国内法に基づく。それがいづれの国家の国内法であるかは国際私法の問題である」と判示した。この定式は、その論証力にもかゝわらず、曖昧さを免れない。事実、「他の契約はいづれかの国家の国内法に基づく」として、判決は「契約の拘束性の基礎である法秩序」を指して、「るようと思われるが、それがいづれの国家の国内法であるかの問題に関する一連の根拠は、「契約を規定する法」を指し

リビア国有化事件仲裁裁判断（一九七七年一月十九日）

ていると推定される。さらに、常設国際司法裁判所にとってこの定式が絶対的価値をもつてゐたとは考えられない。常設国際司法裁判所はすでに一九二九年、国家と外国人の間に結ばれる契約が真に国際的性格の法に服従させられうるという見解をとつてゐたと推測される。というのは、「それに関する規則が数国に共通なこともあります。国際条約や慣習によって確立されることもある。後の場合には、真の意義の国際法の性質を有することがある」とされている。同裁判所は契約当事者の一方が主権国家であるという事実から、「国家の債務の実質と義務の妥当性を当該国家以外の法に服従させたといふことが推定されえない」と結論した場合、この原則が特殊な場合に破棄されるということを認めた。

この定式は、最近、ある国内判例、特に、Messageries maritimes 事件に関するフランス破壊院の判決においてとらえられている。それによれば、「すべての国際契約は必然的にいづれかの国家の国内法に連結される。」それは「契約を規定する法」と「契約の拘束性の基礎である法」とを指し、これらの二つの概念の区別が否定されたことを意味する。契約締結後において、当事者は最初に選択した法を双方の合意によつて他の法に代えることによつて変更することが認められる。

（一八七）一八七

この立場は、一九七二年六月欧洲經濟共同体の原加盟六国(=United Kingdom, France, Germany, Italy, Belgium, Luxembourg)の政府代表によつて採択された契約及び非契約的義務の準拠法に関する条約案においてとられてゐる。事実、第二条一項において、契約は当事者が選択した法によつて規律されるという原則が提案されている。第三条によれば、準拠法に関する当事者の選択は、契約の締結時もしくは締結後においておこなうことができる。この選択は当事者間の合意によつていつでも変更することができる。契約締結後におこなわれる準拠法の決定に関するあらゆる変更は、第三者の権利を妨げるものではない。

しかし、常設国際司法裁判所がセルビア国債事件と「ラジ

ル国債事件において判決を下して以来、法的分析はこの分野において、特に契約に関する実行の影響のもとにより洗練された。契約に関するこの実行は契約から国家性を排除 (dé-nationaliser) し、いづれかの国内法への契約の自動的連結を解除する傾向にある。したがつて、今日、特定国家の国内法(=特に契約当事者たる国家の国内法)が契約を規律するどられるが、それは当事者間の合意によるものであり、もはや特權的ないし機械的な国内法の適用によるものではない。今日、意思自治の原則は、国際通商の需要 (besoins du commerce

international) のむとに大きな意義を有すると考えられる。フランスの判例はこの推移をあらわしている。たとえば、有名な Hecht 事件において、パリ裁判所は、原則として、国際契約の国内法への連結は当事者が明示的に規定していない問題についてのみ必要であると判示した。おひと、最近一九七五年一一月一三日の判決において同裁判所は国際契約中の仲裁条項の自治性 (autonomie de la clause compromissoire) の考慮から、かゝる仲裁条項が国家法 (loi étatique) の指定に關係なく有効であると判示した。したがつて、仲裁条項に関するかぎり、国内法への連結はもはや必要でない」とになる。

このような考え方のもとに、仲裁判例や国際法学説は次のいずれかの方法で契約を国際化するに至つた。

- (1) 契約はそれ自身が設定した特定の法秩序に帰属する。したがつて、当事者は、契約をいづれかの国家法に連結しないで、契約そのものを当事者間の契約関係に適用される唯一の法とみなすことができる。いわば「自主法規」(contrat sans loi) と呼ばれるが、かゝる用語は不適切である。実際には、合意はある法、すなわち「商法」(lex mercatoria) の本質をなす一連の規則に帰属する。この商法は、国内法体系にお

いて承認され、あらゆる国家に共通な法の一般原則のように、

契約に関する分野において積み重ねられた慣習に由来する。

これらのいずれの見解がとられようとも、本件において、契約当事者がその契約を当事者間の関係の唯一の法とすることを意図せず、反対に、リビア法と国際法の共通原則ならびに法の一般原則に言及することによって契約を規律するための法体系を選択していることは確かである。

(2) 第二は契約の国際化である。国際的実行と仲裁判例はそ

のために一定の基準を確立している。常設国際司法裁判所の判例において、契約が国家間の条約に同質化されなかつたことから国際法に帰属しないとされたが、新しい考え方によれば、条約は国際法によって規律される唯一のものではない。条約に等置されないが、国家と外国人の契約は一定の条件のもとに国際法の新しい特別の部門、つまり契約国際法に帰属することができる。

(2) 第一の問題として、準拠法の指定がどのようになされ、係争中の契約の国際化に関してどのような帰結を引出すこと

ができるか。

(a) 準拠法指定条項はコンセッション契約第二八条で規定されている。つまり、「本コンセッションは、国際法の諸原則と共通するかぎりにおいて、リビア法の諸原則にしたがつて規律・解釈されなければならない。リビア法と国際法との諸原則に共通性が存在しない場合、国際裁判所が適用する一般原則を含む法の一般原則にしたがつて規律・解釈されるものとする。」

この準拠法に関する規定は情況に応じて改訂された。この手続 자체はいかなる抗弁の対象ともなりえないと考えられる。契約当事者が自らその関係を規律する法、ないし法体系を決定することが認められるかぎり、当事者がその法を双方の合意によって変更することを決定できないという理由は存在しない。まして、本件において、コンセッション契約第一六条が規定しているように、この変更がつねに被特許会社の受諾を基礎としていたという意味において、当事者の基本的文書に位置づけられ、国際法上当事者はその契約関係を規律する法を選択する権利を認められると考えられる。

リビア国有化事件仲裁判断（一九七七年一月十九日）

変更を考慮することにいかなる原則的抗弁も存在しない。のみならず、それを容認しないことは契約当事者の契約上の均衡を根本的に否定することになるという事実が存在する。したがつて、コンセッション契約第二八条に規定された法選択条項が適用されなければならない。

(b) 準拠法指定条項と契約の国際化

すでに指摘したように、国家と外国人の間に結ばれる契約の国際化はいくつかの方法によつておこないうる。まず、契約中の準拠法条項における法の一般原則への付託は、この効果を有するとされている。この一般原則は国際法の一法源である。本件の場合、法の一般原則は、リビア法と国際法の原則の間に共通性が存在しない場合のために補足的に規定されている。しかし、「国際法原則」は「法の一般原則」よりも外延が広い。そして、この法の一般原則は、国際慣習と実行といった他の要素とともに、「国際法原則」を形成することに役立つ。

本件において、この国際法原則はリビア法適用の基準となつてゐる。つまり、リビア法が適用されるためには、それが国際法原則と一致していかなければならない。第一に国際法原則、そして補足的に法の一般原則というこの付託は、結果的に

には当事者間の法律関係に国際法を適用するということになる。

国際仲裁裁判例は、法の一般原則への付託を契約の国際化の十分な標識であるとみなしている。たとえば、レナ・ゴールドフィールズ事件、サファイヤ事件などにおいて、仲裁人は、契約の国際化を推定するため、法の一般原則への付託の存在を指摘している。この一般原則への付託は、関係国に十分な立法が存在していないことによって説明しえない。それは私的当事者が契約当事者たる国家の立法の一方的変更に対して保護されることの必要性によつて正当化される。したがつて、それは当事者間の均衡において重要な役割をはたしている。

契約の国際化の他の手続は、契約の解釈と履行に関して発生することのある紛争が仲裁に付託されることを規定する条項の挿入である。このような条項は、仲裁制度が国際法によって定められるということ、そして、紛争の本案に適用される法に関するかぎり、仲裁条項の挿入が結果的に国際法規則に訴えることになるという二重の効果を有する。国際仲裁裁判の選択がそれ自身国際法の排他的な適用をともなわないとされるが、契約の国際化を示す一要素となる。この点、サフ

アイヤ事件に関する仲裁判断は、仲裁条項から決定的結論が得られないが、イラン法の排他的な適用が排除されているという意味において、消極的な標識を見い出すことが可能である、と判示した。

係争中の契約の国際化の第三の要素は、契約が国家と私人の間の新しい型の協定、つまり経済開発協定の類型をとることに由来する。この契約の特徴はいくつかの要素によつて示されるが、第一に、その対象が特に広いということである。

それは、単に納品 (fourniture) や供給 (prestation) にかぎられておらず、特に、天然資源の探査開発や工場建設のため開発途上国に対して投資と技術援助を提供することを目的としている。第二に、契約期間の長期性が国家と私契約者との間の密接な協力を含意し、投資企業の広範な責任の受諾と耐久施設を必要とする。最後に、この種の協定の契約性は協力の目的と投資量によつて補強される。つまり、受入国と投資企業との間の法的関係の契約性の強調は、一般利益の目的と私企業の任務遂行に必要な利潤性 (rentabilité) の均衡を確保することを目的とする。それはさらに、投資の重要性によって正当化される安定性を契約当事者に保証するという結果になる。投資企業は特に、立法上の危険、つまり受入国の

国内立法上の変更や契約の破棄・解除となる行政措置に対し保護されなければならない。そのため、本件の場合のように、いわゆる安定条項 (clause de stabilisation) が挿入される。それは契約の全体または一部を国内法からきりはなし、アラムコ事件に関する仲裁判断によれば、「特殊」法規 (règles "sui generis") もしくはまさしく国際法的制度への付託を規定することを目的とする。

(c) 係争中の契約の国際化の意義と効力

あらゆる誤解を避けるため、契約関係の国際化の意義と正確な効力が明らかにされなければならない。事実、国際法が国家と外国人の契約関係を規律するということは、外国人が国家に同一化されるとか、契約が条約に同質化されるということを意味しない。

今日、国際法的能力の概念は国家のそれに限定されず、国際法はいくつかの性質の主体を含むと考えられている。国際法秩序の主な主体である国家は国際法上のあらゆる能力を有するが、他の法主体の能力は特定の目的に限定されている。これは一九四九年四月一日国際司法裁判所が国際連合の役務中にこうむった傷害に対する補償に関する勧告的意見において判示したところである。それによれば、「一つの法体系

において、その法主体は権利の性質、程度を必ずしも等しくせず、社会の必要が主体の性質を決定する。」換言すれば、國家と私人の契約が国際法秩序に位置づけられるということは、契約の解釈と履行の目的上、私契約者に特定の国际的能効力を認めるのが妥当であることを意味する。しかし、国家と違つて、私人は一種の制限的能力しか有せず、契約に基づく権利を国際法主体としての資格において国際法の分野において主張することができるにすぎない。

国家と私人の間に結ばれる契約の国際化は、国家に相当する権能ではなく、国際化された契約に基づく権利を主張するために私人が国際的に行為することを可能にする能力を与えるにすぎない。

係争中の契約によるリビア法への付託は、その経済開発協定としての性質と、紛争解決のための国際仲裁裁判への付託から結集する国際化の効果を奪うものではない。リビア法諸原則の適用は、国際法諸原則の適用を排除しない。それは双方の原則を結合し、それらの共通性を検証することを義務づける。

この点、係争中の契約の国際化の効果を明らかにするため、110の考察がなされなければならない。第一に、国内法一本

件におけるリビア法諸原則——は国際法秩序の水準にまで高められる。換言すれば、国内法は、国際裁判所が適用する一連の法規たる国内法の規範的内容の故に、実体法規(「実体法」(*règles matérielles* ('*substantive law*')))として国際秩序に編入される。その適用可能性の根拠は契約当事者たる国家の主権の自動的作用ではなく、当事者の共通の意思に由来する。その場合、契約当事者たる国家の国内法は編入によって契約の文言(*lex contractus*)になるとみなされる。第一に、契約当事者たる国家の国内法はそれ自体国際法諸原則を包含している。事実、それは法の一般原則として世界のさまざまな国家の法体系に共通する原則として示される。この原則は国際法の一法源であり、それ故、国内法の適用は法的一般原則の適用を排除することにはならない。そして、この法的一般原則はそれ自体国際法諸原則の一部をなしている。

この原則の適用によりリビア法の諸原則についてみると、シヤリヤ法(*Sharia*)にせよリビア民法にせよ、リビア法は契約の拘束性の原則を容認している。他方、国際法諸原則についてみると、「契約は守らねばならぬだ」(*pacta sunt servanda*)という法諺が法的一般原則であるといふことは明白である。それは国際法の基本原則である。いかなる国際裁判所も国際

法上の *pacta sunt servanda* 原則の存在に疑問を表明していない。この原則は一九五八年アラム、一九六三年サファイヤ仲裁判断によつて確認されている。事実、サファイヤ仲裁判断によれば、契約上の義務が尊重されなければならないということは、国際裁判所が絶えず宣言している法の基本原則である。そしての *pacta sunt servanda* 原則はあらゆる契約関係の基礎である。

この本質的な点において、リビア法と国際法の原則が一致しており、したがつて係争中の^コンセッショ^ン契約は拘束力を有すると結論ができる。

〔二〕 リビア政府は一九七三、七四年国有化措置を採択することによってその契約義務に違反したか。

被告政府が国有化措置を採択することによつて契約義務に違反したかどうかを裁定するためには、被告政府の行為を正当化するときれ、かつ立証された場合に被告政府の義務と責任の免除ないし解除の原因となるいくつかの理由が検討されなければならない。被告政府の行為を正当化するため、〔一〕の主張がなされる。その第一は係争中の契約の性質に由来する。つまり、契約が行政契約（contrats administratifs）である場合、契約当事者たる国家による変更と解除（résiliation）

（alteration）が一定の条件のもとに可能となる。^コンセッショ^ン契約の関連において、国有化措置は、少くとも暗黙に解除を当然含む決定とされるであろう。第二は主権概念と国有化措置の性質そのものから引出される。そして、最後に、第三の主張は現代国際法、特に、国連において採択された天然資源決議に基づいている。

A—係争中の^コンセッショ^ン契約は行政契約とみなすことができるか。

この問題は、特に、リビア法に行政契約としての特別の契約類型の存在が確認されていることを考慮した場合、避けることができない。さて、行政契約の一つの効果は、それが本質的に不平等（inégalitaire）であるため、公法人（personne morale de droit public）がその規定を一方的に変更したり、わらひ^レ一定の場合には公益（intérêt public）の要請を条件としてそれを解除する^レことを決定する^レができるところである。しかしながら、^レの考察とその帰結は二つの理由から支持することができない。

第一の理由は、^コンセッショ^ン契約がリビア法において行政契約とされるための〔二〕の要件を満していないと、もうじとから^レ否定される。つまり、行政契約は公務（service

public) の組織と管理を目的とし、行政機関(autorité administrative) が公法人として締結し、通例民事契約 (contrat civil) に認められない権限、たとえば公益の要請によって契約を一方的に変更・解除するといった権限が行政機関に与えられるか、フランス法の用語にしたがえば、「普通法外条項」(clauses exorbitantes du droit commun) を含むものでなければならぬ。

本件において、公役務の組織と管理という観念が無関係であるという事実に加えて、リビア政府がコンセッション契約において平等性を基礎に私契約者と取引することを意図し、コンセッション契約が普通法外条項を含んでいないことは明白である。事実、被特許会社の契約上の権利を変更することになる法令は、被特許会社によつて受諾されないかぎり適用されないと規定されている。もともと、本件のコンセッション契約第一六条の条項のように、「安定条項」は、一般に私契約者との間に結ばれる契約にみられないという意味において、普通法外条項であるとみなされるかもしれない。たしかに、ある学者はかかる見解をとり、いわゆる安定条項ないし同種の条項が普通法外的性質を有するとみなしている。しかし、そのような見解をとるとはできない。リビア法に

おいて、公法人の締結する契約に行政的性格が与えられるのは、公益の要請により契約を変更・解除する権限のように、通例民事契約にみられない権利・権限が行政機関に与えられてゐるという事実である。それは、当事者が平等性を基礎に契約を結ばないことを意図したというとの最も特徴的なものである。行政契約は本質的に不平等である。しかし、本件のように、国家又は行政機関が他の当事者の合意なしには通例有する自己の権限を行使しないことを約し、条項が本質的に否定的効果を有する場合、それは国家が厳密な平等性を基礎に他の当事者と契約を結ぶことを意図したという事実を表明している。たしかに、そのような条項が契約にみられない場合、国家は私契約者に対する通例の特権と権限の自由な行使を留保することを意図したと推定されなければならない。さもなければ、国家又は行政機関が結ぶ契約は、常にそして当然に、行政的性格を有することになる。たしかに、ここで三つの可能性が考えられる。その可能性とは契約が国家又は行政機関に普通の契約当事者にない権限を与える条項を含むか、そのような条項がない場合においても、国家がその通常の特権の自由な行使を失つていないということが必然的に推定されるか、最後に、まさしく本件のように他の契約当事者の同意なしには、

国家が契約条項と条件を一方的に変更する権限を他の契約当事者に対して行使しないことを明示的に約した場合である。

第一と第二の場合、契約が行政的性格を有するにいかなる困難も認められないが、第三の場合、同種の考察は排除されなければならない。そもそも、国家又は行政（administration）の契約が行政契約にほかならないといふ」とが認められなければならないことになる。そのような結論が認められるとは考えられない。つまり、リビア法において、契約が行政契約の性格と性質をもつたるためには、ある特殊な条件が必要とされる。したがって、いの性格と性質は公法人の單なる参加から推論することができない。あるいは、国家又は行政機関の介在そのものは、不可避的に、公法人が公権力的特権をもつて権威行為（jure imperii）として行為することを意図したか、あるいは普通の契約当事者のように管理行為（jure gestionis）として行為することを意図したかという問題を提起する。契約が明示していない場合、公的機関は適正な条件においてとある一方的行為にて契約上有る規定を変更し、場合によっては契約を解除することの可能性を留保しているとわれなければならない。当事者の権利の間の均衡は、技術的に他の方法によつて、たとえば、フ

ランス行政法上の契約に関する金錢的均衡（équation financière ou équilibre financier）の理論によつて達成する」とがである。しかし、私契約者の合意がないかぎり、公権力の特権を行使しないと正式に約したならば、公法人が私契約者と平等性の基礎に取引することを意図したと想像する」とができる。したがつて、いわゆる安定条項が行政契約の主要な特徴である本質的不平等性の正式な否定であると結論されなければならない。最後に、国際仲裁裁判への付託は、当事者が平等性の基礎に取引することを意図したことを確かなものにする。

わいに、第二の理由として、係争中のコンセッショൺ契約が行政契約であるとされなければならないとしても、そこから引出される帰結、つまり、公法人が公権力的特権によって契約規定を変更したり、一定の制限のもとに解除する「いどができる」という可能性を引出すことはできない。そうする「いど」はリビア法と国際法の「共通原則」の範囲を逸脱する」とになる。ここで、行政契約論がきわめてフランス的であるといふことが考慮されなければならない。それはフランス法において確立されたが、他の重要な法体系において認められていない。それは、あくまでも法（de lege ferenda）として表明

されるが、国際法上受け入れられていない。したがって、若干の法体系にみられる民事契約と行政契約の区別は、「法の一般原則」に一致するとみなすことができない。

B—主権概念と国有化措置の性質

国有化の考察に入る前に、被告が提起した抗弁について裁定することが妥当であると考えられる。一九七四年七月二六日、国際司法裁判所宛の覚書において、リビア政府は、国有化によって協定と原告会社の法人格が消滅したとして、原告会社がコンセッション契約第二八条に規定された訴訟手続を援用しえないと主張した。しかし、国有化措置が国有化国の領域内のすべての会社資産を対象としても、それによつて法たる会社が消滅したと主張することはできない。

まず、かゝる主張は原理の請求又は不當前提 (*pétition de principe*) としての価値を有するにすぎない。それは紛争解決に関する契約の諸条項を無効にすることを目的としている。国有化は原則として領域外的効果 (*effet extra-territorial*) を有しない。ともかく、国有化が国有化国の国籍をもたない法人たる資格における会社の存在を毀損しえないことは確立した原則である。

今日、国家の国有化の権利は確立されている。それは国

際社会において確立された慣習国際法に由来する。そして、国有化することの国家的権限の行使はその領域主権の表明であるとみなされる。したがって、国家は自国の経済構造を自由に組織し、自國が適当と認める改革をおこなう排他的の権限を有する。国家が経済的・社会的制度を自由に選択・確立することは、憲法上その責任ある国家機関にとって主権の本質的特徴である。この特権は、政治制度と憲法機構を決定しうる特権とともに国際法上国家に認められている。さらに、この権利の排他性は、実行上、多くの場合国有化の決定そのものが国家機関の最高機関によつておこなわれるという事実によつて確認することができる。

コの国有化に関連して、混合専門委員会は、一九四二年四月一七日、その報告において、収用があらゆる国家の主権の特性であることを宣言した。一九五九年、キューバの国有化について、米国政府は、キューバ外務大臣宛の書簡において、国家が国際法上公共目的のためにその管轄権内にある財産を接収する権利を有することを承認した。同じように、一九七一年のアルジェリアの国有化についても、フランス政府は、一九七一年三月九日の覚書において、アルジェリアの権利を原則として否定しないことを宣言した。さらに、一九六八年四月八日、メキシコ政府宛のノートにおいて、英国政府は、政府が公益を理由として収用する一般的の権利を問題としないことを確認した。リビアにおけるブリティッシュ・ペトローリアム会社の資産に対してとられた措置の後も、英国政府は国有化措置をとる国家の権利をその原則において承認している。

しかしながら、国有化の権利が国家にとってその主権の表明であるが、その行使に対して国際的にいかなる制限も認められないか。特に、国家は主権行為たる国有化によって、主権の枠内で国家が引受けた国際的義務に違反することができるとか。

自国民に対する国有化措置、さらに、外国人を侵害する国
リビア国有化事件仲裁判断（一九七七年一月十九日）

有化措置であっても、国家が外国人の地位の保全を保証する特別の約束を与えていない外国人に対する国有化措置は、国際的に明らかに批難されえない。国有化国が外国企業との間に、自国の国内法に帰属し、かつそれによって規律される契約を締結した場合、国有化による新事態の調整は、施行される法令上の規定に服する。

国家が外国人を当事者とする国際化された契約を締結する場合、つまり、契約が純粹な付託の法 (simple droit de référence) としての受入国の国内法に服せしめられ、かつ特別条項によって「安定化」 (stabilisé) されるか、直接国際法の支配のもとに置かれる場合、事態は異なることになる。この場合、国家は、外国人たる契約当事者に対して一定期間一定の法的経済的地位を保証することを約し、自らを国際法秩序に置くことになる。この約束と引替えに、他の契約当事者は一定額の投資をおこない、自らの危険において石油資源を探査開発する義務を負う。したがって、国家による国有化の決定は、国内法上の権限の行使であるが、その措置が国有化国を拘束する国際法上の法的関係を侵害する場合、国際的な諸結果を伴うことになる。

国有化措置の効力を評価するためには、国有化国が一定の

期間国有化を禁止する義務を国際的に約したかどうか、さらに国有化による義務違反が国有化の主権的性格によつて正当化されるかどうかが検討されなければならない。本件において、この検討は両当事者の協定とその準拠法に照らしてのみ有効になされうる。したがつて、それは理論的考察ではなく、関連実定法の考察によらなければならぬ。

(a) 国家は、疑いもなく、その主権の行使として国際的に義務を負う権能を有する。一般に承認されるこの原則は、本件において当事者間の協定に適用される法によって確認されるか。換言すれば、それがリビア法において確立されているか。そして、それが当事者間の協定第二八条の意味における「共通原則」を構成しているか。

リビア民法第一四七条一項によれば、契約は当事者間の法となる。それは、双方の合意により、かつ法によつて規定される事由による場合を除いて、変更又は解除することができない。この原則は一般的効力を有し、私人間に結ばれる契約に限定されていない。公的機関は、その権限の範囲内において行為し、公序公益の要請に反しないかぎり、ひとしく契約を締結する資格を有する。リビアの国家的実行が示しているように、リビアは多数の契約を締結し、一九六九年王制が崩壊した後、革命評議会は、旧政権が原告会社に対して引受けた義務を維持することを確認した。

国家がその主権の範囲内において私契約者に対する国際的に義務を負うことができるという原則は、この分野における国家の裁量権限と、契約当事者に對してその関係を規律する法を選択する権限を与えていたる原則に由来する。国家が他の国家との条約によつて義務を負う権利は明らかである。そのことは国際判例によつて認められている。特に、ウインブルドン号事件に関する常設国際司法裁判所の判決によれば、主権が条約の締結によつて否定されないばかりか、条約の締結はまさに主権の表明である。この考察は論理的に、国家が外国企業と結ぶ協定にも妥当する。もちろん、問題は条約上戒律を遵守しなければならない。

の義務ではない。条約は国家間にのみ締結される。問題は国際法秩序に位置づけられる協定である。つまり、契約当事者たる国家は、契約を国内法の排他的かつ無制限な適用にではなく、少なくとも部分的に国際法上の原則又は法的一般原則に付託することを受諾する。国家のみが条約の当事者となりうるとしても、そのことは、国家が国際機構や外国の私的実体のような非国家的な契約当事者に対して、他の性質の行為において国際的に義務を負うことができないということを意味しない。したがって、この点で条約と国際化された契約との間に区別が設けられるとは考えられない。いずれの当事者であれ、国家がそれとの間に国際協定を結ぶ場合、強迫が加えられず、かつ完全な自由において瑕庇のない合意によって義務を負うかぎり、国家は主権的権限行使するのである。サウジアラビア政府とアラムコ会社との間に下された仲裁判断が判示しているように、国家にとってコンセッションを付与する事実とその主権を譲渡したくないという配慮とは矛盾しない。つまり、国家はその領域内において主権者である。したがって、コンセッション契約に規定される解除条項を留保して、国家は法的に、コンセッションの終了以前に撤回しえない権利を付与する権能を有している。国家はその主権の

行使においてコンセッションの諸条項に拘束され、被特許者に取消しえざる権利を付与することを妨げられない。

国連総会決議の法的価値については後述するとして、一九六一年二月一四日、総会は若干の代表の異議を付け、天然資源に対する永久的主権決議一八〇三において、「主権国家によつて、又は主権国家の間に自由に締結された外国投資協定は、誠実に遵守されなければならない」ことを確認した。

したがつて、国家間の協定と国家と外国私企業との間に結ばれる協定とは、この文書において等置されている。その結果、国家は主権の行使として自由に署名した義務を無視するためにその主権を利用しえないし、契約に基づく義務を履行している他の契約当事者の権利を国内法上の措置によつて消滅させることはできない。国家が主権の範囲において平等に義務を負つた双務行為・文書（*acte bilatéral*）を主権の名において無効にしえないことは、学説上認められているところで

ある。

これが実定国際法の現状である。協定に反する国有化が外国会社とその本国によつて受諾されるという事実は、国際的実行による反対原則の承認として解釈しえない。つまり、この友誼的解決は合法性によるものではなく、本質的に便宜的

考慮によるものである。事実、当事者は新しい法的地位に関する取決めを交渉することを妨げられない。

したがって、これらの諸原則に照らして、リビア政府の国有化措置が、政府自ら署名しかかる決定に対し原告を保障するはづの義務に違反するか否かが検討されなければならない。当事者間のコンセッション契約には、リビア政府が国有化に訴えることを禁止する条項は存在しない。しかしながら、コンセッション第一六条は被特許者の権利の安定条項を構成する。外国人たる契約当事者の経済的危険の代償として、リビアは最少限五〇年間コンセッションを付与し、特に、第一六条において、非加重条項 (clause de non-aggravation) を插入した。それによれば、リビア政府はコンセッションによって付与したすべての権利を会社に対して保証するため必要なあらゆる措置をとる。コンセッションによつて明示に設定された契約上の権利は、当事者の合意によらないかぎり変更することができない。かゝる規定は契約当事者の地位を安定化する効果を有する。リビアが自由に義務を負つた事実のみならず、この条項が石油法令上の制度を協定署名時に安定化するという事実は、リビアの法令上の主権の原則に影響を与えるものではない。リビアはかかる義務を負つていかない内

外人に対して石油に関する法令を制定する特権を有する。第一六条は一定期間かかる義務を負つた契約当事者にとってそのような行為を無効とする。新しい法令の採択による変更には当事者間の合意がなければならない。それはリビアの主権が制限されたからではなく、契約期間中当事者の共通法たる国際協定において、国家が主権的に義務を負つたことによる。したがつて、国際法において国有化の権利が認められるということは、国家がその義務を無視する資格を与える十分な根拠とはなりえない。特に、国際法上、国家は外国人当事者との契約に安定条項を挿入することを受諾し、国際的に義務を負う権能を認められている。

行政契約が国有化措置を正当化するために援用されると考えられない。この理論は、コンセッション契約の準拠法であるリビア法と国際法に共通な原則とはなつていない。この行政契約論がリビア法において適用されるが、国際法には存在しない。もしくは、石油コンセッションはフランス法において公務の特許とはみなされない。公権力が普通法外的特権 (prérogatives exorbitantes du droit commun) を有し、したがつて契約を変更し、その上一方的に解除しうるのは、特に、公務の特許においてである。他方、石油コンセッシ

ヨンは、公法によつて規律される行為・文書 (*actes*) の性質を有し、重大な経済的危険を引受ける操業者に対して安定保証を与えるよう、契約的な性格を有する。ここで検討されるコンセッション契約において、第一六条は安定条項であるとみなされる。したがつて、契約当事者が行政契約論に依拠することを意図していないと結論しうる。

契約国際法において、国有化は、国家と外国私企業との間に結ばれ、かつ安定化の規定を含む、国際化された契約に優越することができない。国家による国有化の権利の行使が国家を契約に優越させ、あらゆる争訟を免れる「統治行為」(*acte de gouvernement*) を構成するとみなされなければならないとすれば別である。

(b) 国有化の権利が国際法の範囲内において行使されることが認められる場合、それが一般国際法の强行法規 (*norme impérative*)、つまり「ユス・コーゲンス」('jus cogens') を構成しないかどうかが検討されなければならない。

まず、国有化の形式的ならびに実体的有効性に関して、通常国際法において規定されているとされる諸条件がリビア政府によって遵守されたことを立証しなければならないと考えられる。特に、原告は、リビア政府が一般利益 (*intérêt général*) を目的として行為したこととを否定し、それが政治的考慮によるものであると批難した。さらに、原告はかかる措置が差別的であるとも主張した。しかし、被告の欠席ため訴訟事実の反対説明を入手する事が不可能であり、この事実問題について裁定することは認められない。したがつて、リビア政府は国家利益について主権的ななしうる評価にしたがつて行為したとみなされなければならない。

かかる状況において、この事由について裁定することができず、裁判所はリビア政府がとった行為の法的価値についてその国際義務の範囲において検証しうるにとどまる。その上、原告会社に対してとられた措置の差別的性格を審理することには困難であると考えられる。この措置がとられた時点においてそのような性格を有していたとみられるとしても、事実、同一の措置が段階的に他の会社に対してもとられており、それらが国有化政策の実施であることを証明している。

また、原告会社に対してとられた国有化が適正な形式、特に立法形式でなされたかという点は立証する必要がない。一九七三年法律六六号と一九七四年法律一号が革命評議会によりて公布された。一九六九年一二月一日発布されたリビア国憲法第一八条によれば、革命評議会はリビア共和国の最

高機関であることが確認される。それは国家主権に固有なすべての権限を行使し、法律、デクレを公布し、人民の名において一般的な政策を決定し、革命、政体を保持するために必要と判断するすべての決定をおこなう。したがって、国有化措置の形式的適正については異論の余地がないと考えられる。しかし、この考察はもっぱら国内法に基盤を有する契約について一定の価値を有するが、国際法秩序において締結され、かつ安定条項を含む契約については特別の利益がない。事実、国内法は、国際法にとって單なる事実にすぎず、国際的に適正でない国家行為が国内法上の適法性 (*caractère legal*) によって影響されえないということは確立した原則である。したがって、国際化された契約に影響を与える国有化措置の法的適正は、国内法ではなく、国際法によって判断されなければならない。

しかしながら、国有化する権利を行使する条件をこの観点から検討することは、国際法の範囲内において行使されるこの権利が資格ある国際裁判のコントロールに服する場合に望ましい。国有化する権利がユス・コーデンスであるならば、このコントロールはその確認に絞られなければならない。そして、国際裁判所はその有効性を検討することを拒否しなければならない。これがリビア政府の見解であると考えられる。リビア政府は、一九七四年七月 国際司法裁判所宛の覚書において、あらゆる国有化を正当化する最高原則 (*principe supreme*) として天然資源に対する永久的主権を援用した。国連において確認されているこの原則はユス・コーデンスとしての規範を構成するか。

この問題に対する肯定的回答はあらゆる国有化を正当化するに十分でないということが指摘されなければならない。それは、政府がその主権の実効的譲渡 (*aliénation effective*) を回復するため国有化に訴える場合にのみ妥当する。石油コンセッションの効力はそのようにみなされない。特に、本件のように、付与国が被特許者にその範囲と期間において制限された権利しか与えない場合、そのようにはみなされない。永久的主権概念は、国家が契約当事者の活動をコントロールしうる契約を締結することと完全に両立する。永久的主権については、享有 (*louissance*) と行使 (*exercice*) という既知の区別がなされなければならない。付与国はその主権的諸権利の享有を永久的に失っていない。国家が外国私企業と結ぶ契約は、この主権の譲渡ではなく、その行使の部分的制限であるとみなされる。したがって、権利を留保した分野にお

いて、国家は被特許者の操業に対する高権 (hautे main) を保持している。

さもないと、国家が外国私企業と結ぶ契約が、天然資源の開発に関するかぎり、すべてユス・コードンスの原則に抵触するところみなされることになる。それは、条約法に関するワイン会議がユス・コードンス概念に意図しなかった効力を与えることになる。この概念が国家と外国私企業の間に結ばれる契約に拡大されうると考えられるが、条約であれ契約であれ、それが天然資源の開発を対象としているということからこの概念がすべてに適用されはならない。それが天然資源に対する国家主権の譲渡を実効的に伴うか否かは各々の場合に応じて確定されなければならない。当事者間の法的関係を検討した結果、国家が主権の享有のみならず、その行使の相当部分を保持しているかぎり、国家主権の表明たる行為によつて国際法秩序において法的関係を創設した協約の有効性は、肯定的結論を下さなければならない。本件において、リビア国は原告会社とコンセッション契約を結ぶことによつてその主権を譲渡したのではなく、それを行使し、それが原則において侵害されないよう留意したと考えられる。国家の特権の一定の行使について国家が自ら認めた制限は、特定の領

域と一定の期間において認められたにすぎない。

たしかに、国有化を完全に国際法からきりはなす傾向、つまり、それが実定法として認められた場合、外国私企業とのすべての関係を国家の国内法の範囲にとどめることになる傾向がみられる。この傾向は無視できないが、この点に関する法的状況を先取することはできない。国際司法裁判所は、少くとも二回に亘つて、実定法において認められない法的制度に照らして判断を下すよう求められた。南西アフリカ事件において、裁判所はその任務が法の適用でありその創造ではない、と判示した。さらに、一九七四年七月二十五日、漁業管轄権事件において、裁判所は第三次国連海洋法会議の準備作業にふれ、裁判所としてあるべき法のかたちのもとに判断を下すことができず、立法者が公布する以前に法を表明することができない、とした。

法的効力を認められない諸傾向によつて研究されている分野においては、国際法の現状からして同じ態度がとられなければならない。したがつて、主権概念や原告会社に対してもされた国有化措置の性質がかかる措置に法的正当性を与えるものではないといわなければならない。

C—国際法の現状と天然の富と資源に関する国連決議

実定法を基礎として裁定するため、ここで実定法の内容を明らかにし、実定法における国連総会決議の位置づけを検討するのが適当である。

一九七五年一月二七日の先行判断において審理されなかつたが、リビア政府は一九七四年七月二六日覚書において、「国有化が国家の主権にかゝる行為である。このことは天然資源に対する国家の主権に関する国連の諸決議によつて承認されている。一九七三年一二月一三日国連総会が採択した決議三一七一(XXVIII)及び一九七四年五月一日採択した決議三一〇一(S.VI)は、すべての国家がその天然資源に対する完全主権行使する完全な権利を有し、国有化がかゝる資源に対する国家の主権を確保するための合法で、かつ国際的に承認された手段であることを確認した。国有化は国家の主権にかゝるものであり、外国の管轄権に服しない。国際法の諸規定によれば、国家との紛争はその国内管轄権以外のいかなる管轄権にも付されえない。国連総会決議はこの原則を確認し、国有化又はその結果に関するあらゆる紛争が当該国家の国内法にしたがつて解決されなければならないと規定している」と主張した。

リビア政府が援用した国連の実行は、すでに指摘したよう

に、国際法と矛盾しない。まず、一九六二年一二月一四日総会が採択した「天然資源に対する永久的主権」決議一八〇三(XVII)で本件に関連する箇所によれば、

(3) 認可が与えられる場合、輸入された資本およびその資本による所得は、その認可の条件、施行されている国内法および国際法によつて規律されなければならぬ。

(4) 国有化、収用、または徵發は、国内外を問はず純粹に個人的または私的な利益に優越すると認められる、公益、安全または国家的利益の根拠または理由に基づかねばならない。かゝる場合、所有者は、主権の行使としてかゝる措置をとる国家において施行されている規則にしたがい、かつ国際法にしたがつて、適當な補償を支払われるものとする。

しかしながら、リビア政府の覚書はその後の総会決議三一七一(XXXVIII)及び三一〇一(S.VI)を根拠としている。そこでは、事実上、国際法へのあらゆる付託が排除され、受入国の国内法と裁判所が排他的かつ無制限な権限を与えられている。一九七四年七月二六日のリビア政府の覚書において当然援用されていないが、一九七四年一二月一二日総会が採択した「諸国家の經濟権利義務憲章」決議三一八一(XXIV)

は、リビア政府の主張を支持する諸決議の延長としてひとしく援用されるものと考えられる。特に、これら決議の次の箇所が本件に関係している。

一九七四年五月一日総会が採択した「新国際経済秩序宣言」決議二二〇一（S. VI）

第四条(e) 天然資源及びあらゆる経済活動に対する国家の完全な永久的主権

あらゆる国家は、資源を保護するため、国有化ないし財産を自国民に移転する権利を含め、特別の状況に適した手段により天然資源とその開発に対して有効なコントロールを法的に行使する。この権利は国家の完全な永久的主権の表明である。いかなる国家も、この不可譲の権利の自由かつ完全な行使を妨げる経済的、政治的、その他の強制を受けることができない。

「諸国家の経済権利義務憲章」決議三二八一（XXXIX）

第二条1 いかなる国家も、そのすべての富、天然資源及び経済活動に対し、それらを所有、使用及び処分することを含む完全な永久的な主権を有し、かつそれを自由に行使する権利を有する。

2 いかなる国家も次の権利を有する。

リビア国有化事件仲裁判断（一九七七年一月十九日）

(c) 外国人財産を国有化し、収用し、またはその所有権を移転すること。但し、その場合には、自国の関連法規及び自国が適切と認めるすべての事情を考慮して、適当な補償を支払わねばならない。補償問題で紛争が生じた場合はいつでも、その紛争は、国有化を行う国の国内法に基づき、かつその法廷において解決されなければならない。但し、すべての関係国が諸国家間の主権平等の基礎の上にたち、かつ手段の選択の自由の原則に従い、他の平和的手段を追求することにつき自由かつ相互間で合意した場合はこの限りではない。

このように、天然資源に対する永久的主権の行使における国際法の役割に関するかぎり、決議一八〇三（XVII）とその後の諸決議との間に実質的な相違がみられる。この点の問題が本件に直接関連するので、かかる決議の法的価値と、そこからくる慣習の存在の可能性を明らかにしなければならない。

国連決議の法的価値という一般的問題は学説において論議されている。まず、国連憲章第一〇条によれば、総会は「勧告」をすることができる。この勧告は、いかなる拘束力も有せず、かつ加盟国にいかなる義務をもともなわない文書とし

て考えられた。しかしながら、国連決議にいかなる法的価値も認めないということは、国連のそれぞれの文書にしたがつて評価されなければならない。それは多岐にわたり、その法的価値も一樣ではない。しかし、国連の活動が現代国際法の内容に大きな影響力をもつてているということは否めない。前述の諸決議に与えられる法的価値を評価するにあたって、通常考えられる基準、つまり票決状況と諸規定の検討・分析が考慮されなければならない。

(1) 第一の点についていえば、一九六二年一二月一四日の決議一八〇三(XVII)は、国連総会において賛成八七反対二棄権一二で採択された。特に重要なことは、この文書が第三世界の多数の国家のみならず、米国のように、市場経済をとるいくつかの西欧先進国を含む多数国家によって採択されたということである。したがつて、この決議において規定されている諸原則については、あらゆる地理的地域のみならず、あらゆる経済体制を象徴する大多数の国家の同意が存在する。この観点から、市場経済をとる先進国の賛成投票は、特に、国際法の言及と経済開発のための国際協力の重要性とに関する箇所を決議に挿入することによって可能となつたということが注目される。特に、国有化の分野での国際法の言及が西

欧諸国による決議一八〇三(XVII)支持の本質的要素であつた。

反対に、決議三一七一(XXVII)、三一〇〇一(S.VI)、三二八一(XXIX)の票決状況は著しく異なつてゐる。決議三一七一(XXXVII)は賛成一〇三反対一棄権一六によつて採択された。そして、リビア政府は覚書において主権の表明としての国家による国有化が、いかなる国家も補償の額とその支払い方法を決定し、あらゆる紛争がこの措置をとる国家の国内法にしたがつて解決されなければならないということを意味する旨総会が確認したと主張した。しかし、本文の箇所は、分離投票の結果、賛成八六反対一一(西ドイツ、ベルギー、スペイン、米国、フランス、イスラエル、イタリー、日本、オランダ、ポルトガル、英國)、棄権二八(南アフリカ、オーストラリア、オーストリア、バルバドス、カナダ、象牙海岸、デンマーク、フィンランド、ガーナ、ギリシア、ハイチ、インド、インドネシア、アイルランド、ルクセンブルグ、マラウイ、マレーシア、ネパール、ニカラガ、ノルウェー、ニュージランド、フイリピン、ルワンダ、シンガポール、スリランカ、スウェーデン、タイ、トルコ)で採択されたにすぎない。国有化に関するこの箇所は、国際法の役割を無視して

おり、したがつて最も重要な西欧諸国の同意を得ることができなかつたばかりか、かなりの途上國も棄権している。

決議三〇一(S.VI)は投票にふされずに採択された。しかし、三八カ国の代表がそれぞれの主要國家グループの立場を表明した。この点、決議一八〇三(XVII)にみられる妥協的解決方法の放棄に関する重要な西欧諸国の反対が指摘されなければならない。

また、諸國家の經濟権利義務憲章を宣言した決議三一八一(XXIX)の採択状況は、最も重要な諸規定、特に国有化に関する規定について大多数の国家のコンセンサスが存在していないことをはつきりと示している。この憲章は賛成一八一反対六棄権一〇で採択された。本件に関連する箇所についての投票の分析はさらにはつきりしている。この点、補償の性格を純粹な国内的評価に制限し、国際法に言及していない憲章第二条2Cは、賛成一〇四反対一六棄権六で採択され、市場経済をとる工業国がすべて反対ないし棄権投票をしている。

本件に関連する各決議の諸規定の法的効力は、諸決議の各票決状況を考慮に入れて明確にされなければならない。諸國家の經濟権利義務憲章の起草者の意図に關する一般的指標は作業グループがこの文書の拘束力についておこなつた討議に

よつて与えられる。この作業グループの第一会期において、憲章の性質に関する見解の相違はすでに先進国と開発途上国との間に明らかな分裂を呈していた。たとえば、イラク、ザイール、ブラジル、チリ、ガテマラ、ジャマイカ、メキシコ、ペルー、ルーマニアの各国代表は、憲章草案が単なる意図の宣言ではなく、拘束力ある法的文書でなければならぬと考えていた。これに對して、オーストラリア、フランス、西ドイツ、イタリー、日本、英國、米国など、先進諸国の代表は、憲章草案に規定される権利義務が国家を拘束するとすることが適當かつ現実的であるとすることを疑問とした。

採択された決議の形式はこの文書の受範者に対する義務的適用を排除したが、憲章の法的価値の問題はそれによつて解決されたとはいえない。事実、国連決議に一定の法的価値が認められるとしても、この法的価値は決議の形態、票決状況、決議中の諸規定によつて異なる。諸國家の經濟権利義務憲章のような「宣言的決議」の場合においても、その法的価値は同一ではない。

したがつて、本件に関連する諸決議の法的価値は、決議が採択された票決状況とそこに表明された諸原則の分析によつて決定することができる。第一の点について、国連総会決議

の拘束力の欠如は決議が法的効果を得るために国連加盟国によつて受諾されなければならないことを意味する。この点、一九六一年一二月一四日の決議一八〇三(XVII)のみが主要国家グループの全体を構成する大多数の加盟国によつて票決されている。これに対して、他の諸決議、とりわけリビア政府がその覚書において援用した決議は、大多数の国家によつて票決ないし支持されたが、そこには国際経済貿易の重要な部分を担う、いわゆる市場経済をとる先進国が含まれていな

い。

(2) 第二の点、つまり、決議に表明される原則によってその法的価値を決定するということについては、大多数の国家

が合意を表明した現行法を確認する規定と、代表的な国家グループによつて拒否され、「あるべき法」(de lege ferenda)

としての価値しか有しない、新たな規則を導入する規定とを区別することが不可欠であると考えられる。後者は、それを採択した国家の見地からすれば「あるべき法」としての価値を有するが、他の国家の見地からすれば、この同一原則の拒否は、国家がそれを「法に違反している」(contra legem)とみなしていることを意味する。第一のものについては、問題は慣習を創造することではなく、それを定式化しその効力

を確定することによつて、それを確認することである。そうすることによつて法規則の有無を決定することができる。

前述の票決状況と一種の「共通の法的確信」(opinio juris communis)を示す」とによつて、決議一八〇三(XVII)はこの分野における慣習を反映していると考えられる。事実、慣習規則の存在を確認する決議の票決にあたつて、国家は自國の見解を明確に表明する。代表的な国家グループに属する大多数の国家の同意は、国有化、補償、国有化国において施行されている諸規則の適用に関するかぎり、そこに具体化されている諸規則の普遍的承認を示している。しかし、そのことは国際法に一致している。

決議一八〇三(XVII)がおよそ真的一般的意思の表明とみなされるが、そのことは票決状況が証明しているように、他の決議については妥当しない。特に、諸国家の經濟権利義務憲章については、いくつかの要素が本件に關係する文書の諸規定の法的価値の反証として役立つ。第一に、憲章第二条は、開発のイデオロギー的戦略に關係し、そのようなものとして途上国によつて支持された、法的といらよりはむしろ政治的な宣言として区分されなければならない。第二に、七七カ国グループが第一委員会に提出した草案において、総会は、

憲章が開発国際法の分野における最初の法典化と漸進的発達の措置として採択されることを要請された。しかし、いくつのかの国家の反対のため、この形容語は総会に付された文書から削除された。

補償の過程を国際法ではなく純粹な国内法規則に付託することは、「あるべき法」の定式化としてしかみなされず、多くの先進国にとって「法に違反する」と映るときも考えられる。いくつかの途上国は、諸国家の経済権利義務憲章の全体に対して賛成票を投じたが、その投票説明において、国際法の言及の欠缺について遺憾の意を表明した。

このような姿勢は、さらに投資に関する国家間の一般的実行の検討によって補強される。この一般的実行は、国家の国内法と裁判所に排他的な権限を付与している憲章第二条Cの規定に符合しているのみならず、その後段に規定されている例外にも符合する。かくして、先進国又はその国民と途上国との間に結ばれた投資協定の多くが補償の規範を客観的に明示し、この補償の範囲に関する紛争については国際的裁判手続に付することの可能性を規定している。この点、特に、一九七四年一〇月三一日現在六五カ国以上の国家が一九六五年三月一八日の国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に

関する条約を批准していることの意義は大きい。

国有化又はその結果に関する紛争が国有化国の国内法にしたがい、かつその裁判所によつて解決されなければならないという、国連総会の関連決議に基づくリビア政府の論拠は、諸国家の経済権利義務憲章の全体的分析からも否定される。

憲章第二条が明示的に国際法に言及していないが、本条の諸規定があらゆる国際法規範を免れないと考えるられる。事実、第三三条二項は、本憲章の諸規定の解釈及び適用に当つては、各々の規定が相互に関連しており、そのいずれも他の規定との脈絡において解釈されるものとする、と規定している。さて、憲章に規定された国際経済関係の基本的要素として、「国際的義務の誠実な履行」が原則として規定されている。

したがつて、決議一八〇三〔XVII〕において言及されている信義則 (principe de la bonne foi) が「諸国家の経済権利義務憲章」決議III一八一〔XXIX〕においても重要な位置を占めていることは確かである。それ故、国有化する主権国家は契約当事者として自ら引受けた義務を無視することができないと結論するのが妥当である。さもないと、事実、それは、国家が引受けた契約上のあらゆる義務が国家の純粹な

随意条件のもとに無視され、したがって一切の法的価値と拘束力をも有しないということを認めることになる。その適否の観点からするならば、そのような解決方法は国家の信用を著しく害する。というのは、この解決方法は契約が国家を拘束しないということを意味する。つまり、それは契約に基本的不均衡を導入する。というのは、そのような契約において、私契約者たる一方当事者のみが拘束されることになる。法的にいって、かゝる結果は最も基本的な原則たる誠実原則に反し、したがつて是認することができない。

〔三〕 リビア政府はコンセッション契約を履行しなければならないか。

このようにして、被告政府が一九七三、七四年にとつた国有化措置によって原告会社と結んだコンセッション契約に基づく義務に違反したことが確定される。したがつて、被告たる国家に当該契約を履行する義務があるかどうかここで検討しなければならない。それはリビア政府の契約義務の違反が「原状回復」(restitutio in integrum ou restitutio in pristinum) を正当化するか否かという問題である。」の問題はリビア法と国際法の諸原則を適用し、かつ本件の特殊性を考慮して検討することがである。

A—リビア法の諸原則

リビア法の諸原則において、一方の契約当事者がその義務に違反した場合、「原状回復」が他の契約当事者のために期待され、かつ期待されなければならないことは疑いえない。

この原状回復原則はシャリア法及びリビア国民法において是認されている。民法二〇六条一項によれば、一二三三条及び一二三条に従つて命令があつた場合、履行が可能であるがぎり、債務者はその義務を特定的に履行しなければならない。前述の他の規定から、この原則の結果として、損害賠償は特定履行(exécution en nature) の代替であり、それが不可能な場合のみ認められ、したがつて補充的である。かくして、リビア法において、特定履行が契約的義務の違反に対する基本的な通例の制裁であることになる。

事実、この「原状回復」原則の適用に対する唯一の障害がリビア法上提起されうる。それは係争中の契約が行政契約であるとされる場合である。その場合、契約当事者たる公法人はこの種の契約に関して一方的行為をとることができる。しかし、すでに表明したように、二つの基本的な理由のために、この抗弁は本件において支持することができない。

したがつて、リビア法の諸原則を適用する」とによつて、

契約当事者の義務違反が「原状回復」の裁定を正当化すると結論しなければならない。

B—国際法の諸原則

「原状回復」に関する国際法上の諸原則は国際判例、実行及び学説を通して考察することができる。

国際判例と実行については、まず、常設国際司法裁判所がホルジヨ工場事件において確立した原則を想起しなければならない。「不法行為の概念に含まれ、国際的実行、特に仲裁裁判判例によって確立されたと考えられるところの基本的原則によれば、できる限り、賠償が不法行為の一切の結果拭い去り、もし不法行為がなかつたとしたならば存在したであろう状態を回復することにある。原状回復、それが不可能な場合にはその価格に相当する金額の支払い……」

この原則を確定した事件そのものにおいて、原状回復の不可能性が当事者間の合意によって是認され、この原状回復が正式に申請されなかつたことから、この原則は傍論的価値しか有せず、真の判決理由としての価値を有しないということが主張されるかもしれない。しかし、原則は一般的に表明されており、先例的価値を有しないとみることは困難である。学者がそれを一致して原則的宣言であるとみなしていることは、学説における夥しい引用によって立証される。さらに、バルセロナ・トラクシヨン事件に関する国際司法裁判所の判断において、フィッツモーリス判事がその個別意見を付した註明を援用することができる。つまり、「これらの考察は判断としての権威をもたない傍論的性格を有するにすぎないが、国際法分野において、直接の拘束的効果を有する明白な立法文書を命ずることが困難であるかぎり、いずれかの司法審理から派生する意見は法を具体的に明確化し発展させる主要な手段となつてゐる。」このような考察が、判決に付される個別意見に適用されるならば、なおさら、原則的な判決理由は「法を明確化し発展させる」本質的手段であるとみなすのに役立つに違いない。

常設国際司法裁判所はその他の判決においても「原状回復」原則を適用している。特に、マヴロマチス事件（ペレスタイン特許）に関する判決において、同裁判所は、マヴロマチスの特許が有効であり、ルーテンベルグがマヴロマチスの当該特許の取消を要求しうる権限は、パレスチナ委任統治国によって受託された国際義務に反する、と判示した。

さらに、国際司法裁判所もブレア・ビヘア寺院事件においてこの「原状回復」原則を適用した。事実、裁判所は、タイ

が寺院から持ち去った古美術品等をカンボジアに返還する」とを命令している。

国際司法裁判所が無管轄もしくは原告の訴訟資格 (jus stands) の欠缺を理由として本案について裁定する機会を有しなかつたが、訴訟過程において定式化された申請は、この分野における国際的実行を証明している。たとえば特に、アングロ・イラニアン石油会社事件において、イギリス政府は、一九三三年四月二九日イラン政府とアングロ・イラニアン石油会社の間に結ばれた協約の一方的取消ないし変更を目的とするかぎり、一九五一年五月一日のイラン石油国有化法の制定施行が国際法に違反する行為であり、イラン政府が国有化法以前に存在したアングロ・イラニアン石油会社の状態を回復し、当事者間のあらゆる性質の紛争に関する仲裁裁判を規定した協約第二二条の義務を含む協約の諸規定を遵守しなければならない、と宣告するよう申請した。さらに、ベルセロナ・トラクション事件において、ベルギー政府は、被告がまづ原則として原状回復によってその不法行為の結果を拭い去らなければならぬ、と申立てた。これら二つの事件において、原状回復がまず第一に申請されていることが注目される。それは明らかに原状回復が国際法上是認される解決方法で

あると原告が確信していることによる。デラゴア湾鉄道事件など多くの先例において、損害賠償の給付のみが裁定された「原状回復」とは、「原状回復」の優位に影響を与えるものではない。それらの事件において原状回復が裁定されなかつたのは、原告が状況を考慮しそれを申請しなかつたことによる。「原状回復」に関する国際法学説については、二つの考察がなされなければならない。

多くの国際法学者は、「原状回復」を肯定し、それを賠償の原則としている。一人の学者を除いて、それらの学者はすべて「原状回復」が国際法において不法行為に基づく損害賠償に関する原則であることを認めながらも、多くの学者は「原状回復」が実行上例外的に裁定されるにすぎないとしている。

この点についての正確な統計をとることは不可能であり、かつ有益でもないが、「原状回復」に比較して金銭賠償 (compensation pécuniaire) の命令された事件がはるかに多いといふことは確かである。しかし、この考察には二つの註記が必要である。第一に、「原状回復」に例外性しか与えない学者も、「原状回復」が国際法上是認しうる救済方法であることを認めている。より正確にいえば、「原状回復」が原則であるから、常設国際司法裁判所がホルジヨ工場事件において

「原状回復が不可能な場合にはその価格に相当する金額が支払わなければならない」とした規則にしたがい、金銭賠償の金額を決定する基準として役立つのはこの「原状回復」である。第二に、「原状回復」に与えられる例外性には議論の余地があり、事実、それが否認されている。つまり、金銭賠償は実行上はるかに多く用いられており、賠償それ自身に議論の余地が存在しない。しかし、そのことは「原状回復」が国際法の実行において認められない程に例外的な性格を有しているということを意味するものではない。

これらの一般的根拠から、リビア法と国際法の諸原則によれば、「原状回復」が契約上の義務不履行に対する通常の制裁であり、それは原状回復が絶対的に不可能な限りにおいてのみ排除されると裁定しなければならない。そして、本件における他の特殊な理由が、これら一般的な根拠に付け加えることができる。

C 一 本件の特殊性

「原状回復」が正式に被特許会社によつて申請されたという事実のほか、係争中のコンセッション契約に基づく特殊な理由が存在する。事実、コンセッション契約の規定によれば、仲裁人は、裁定にあたつて、仲裁判断執行のため必要に応じ

適当と判断する期限を当事者に与えなければならない。そして、仲裁判断がその期限前に執行された場合、当該当事者に責任はない。これは眞の意義の猶予期間 (*délai de grâce*) であり、その結果、不履行の状態が最終的に確定される時期が法的に延期されている。換言すれば、本裁判所が定める期間が終了しないかぎり、被告による義務違反なし破棄は純粹な事実にとどまり、事実上の結果しかともなわない。つまり、事態は法的に全うされることになる。このような規定は、金銭賠償の裁定が履行それ自身に係る主要な裁定との比較において当然に補助的な性格を有するということを含意する。この規定は国際法の諸原則に完全に一致する。そして、「原状回復」は、頻繁に命令されないが、原則的な規則である。これが「原状回復」を宣告する補助的な根拠である。

学説において、「あるべき法」として、国家と私人の間に結ばれる契約に一定の柔軟性を与えるとする努力がなされている。本件において、当事者の選択した解決方法はこの必要な柔軟性と一致する。というのは、それは義務に違反した当事者に対して最終的に二つの可能性の選択を認めている。つまり、第一に特定された期間での状態の回復であり、補助的には、不履行が最終的に確定された場合における特定履行

(exécution en nature) を相殺する損害賠償の裁定の可能性である。

特定履行を考えることが絶対的に不可能であるか、又は不可逆的状況が存在する場合、原状回復としての原則的解決方法が排斥されなければならない。しかし、被告の義務履行は被告自身にかゝっており、リビア政府が法的諸原則の適用上要請される状況を回復するため必要な措置をとることができると考えられる。本裁判所の関知しない諸理由のために、当事者の意思を越えかつ不可逆的な状況が存在するならば、それは報告されなければならない。被告のみが、絶対的かつ当事者の意思を越える不可能性のため状態の回復ができないことを立証したのであり、この点被告の欠席を遺憾としなければならない。

このような一般的ならびに特殊な根拠の故に、リビア政府はその義務を特定履行しなければならない。

〔四〕 リビア政府は仲裁判断を執行するためにとった措置を本裁判所に報告する一定の期間を与えられなければならない。

いか。

この問題はコンセッション契約第二八条五項に由来する。

それによれば、仲裁人は、仲裁判断を下すにあたって、必要

に応じ当事者に対し仲裁判断を執行するため適当と判断する期間を与えるなければならない。仲裁判断がその期間に執行される場合、当該当事者に責任はない。この規定の適用によって、原告は本裁判所に対して、仲裁判断の日もしくは単独仲裁人の定める日から九〇日以内に、被告が仲裁判断を執行するためとった措置を仲裁裁判所に報告しなければならないと裁定するよう申請した。この申請は仲裁条項に準拠しているかぎり、原則として受理しなければならない。しかし、本裁判所はその同一の規定によつて与えられる裁量権行使することができる。そして、一方では問題となつてゐる利益と諸原則から事件の重大性を考慮する場合、被告に対し原告が申請した期限を越える期間を付与し、他方、便宜上の理由から日割でなく月割の期間を定めることが必要であると判断される。

この点、一九七七年一月一日から同年六月三〇日の五カ月の期間が妥当な解決であると考へる。

〔判決主文〕 (1) 係争中のコンセッション契約は当事者を拘束する。(2) 被告リビア政府は、一九七三年、七四年国有化措置を採択することによつて当該契約に基づく義務に違反

した。(3) 被告リビア政府は当該契約を履行・実施することを法的に義務づけられる。(4) 一九七七年二月一日から同年六月三〇日の五カ月以内に、被告リビア政府はこの仲裁判断を執行するためにとってた措置を仲裁裁判所に報告しなければならない。(5) この判断が定められた期間内に執行されなかった場合、訴訟手続は継続される。仲裁の訴訟費用はこのようないきな事態において全額原告の負担とする。(6) 一九七七年二月一日以降六カ月以内に、この判断は国際司法裁判所書記に寄託されるものとする。

(一九七九・三)